

ID: 83

担当部署: 健康づくり課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例 第8条		
例 規 番 号	平成17年条例第82号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 健康増進センターを使用する者から、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより使用料を徴収する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日